

平成25年度貯金保険機構業務運営方針

施行 平成25年4月 1日

1. 経済事業等を含めたより適切な破綻処理スキームの確立と、系統機関等との連携を重視した破綻処理態勢の整備・強化
 - 弁護士を中心とした「管理人業務等検討委員会」を継続実施し、管理人業務における課題・問題点等の洗い出しを行い、業務に反映させる
 - 管理人団候補者の育成・強化
 - リハーサル等の実地訓練の実施
2. 貯金保険機構における基幹システムの充実・強化等
 - 既存(開発済み)システムの最適化
 - 汎用機システムからパソコンシステムへの管理・処理形態の移行
3. 貯金等に関するデータ整備の向上
 - 「貯金者疑義データ抽出システム」を活用した立入検査態勢の確立・強化
 - 機構の基幹システムを活用した「貯金者データ検証事業」の実施
 - 「貯金者データ自己点検システム」活用の推進
 - 「貯金者データ整備説明会」等の拡充
 - 立入検査における都道府県等との連携
4. 組合の破綻時における事務処理能力の向上等
 - 25地域の農協系統職員に対する研修会の実施
 - 都道府県行政担当者に対する制度説明会の実施
 - 組合のデータを活用したシステム処理のシミュレーションテストの実施
5. 貯金保険制度の検討に資するための調査・研究等
 - 預金保険機構の動向など貯金保険制度を取り巻く情勢の分析・検討
 - 海外の預金保険制度、資金援助方式等の調査(欧州諸国等の破綻処理の手法を中心とした調査等)の実施
6. 貯金保険制度及び貯金保険機構の業務に関する広報
 - 組合へのポスター、リーフレット等の配付のほか、新聞広告の実施
 - 中期業務目標や契約関係の情報等について可能な限り掲載するなど、ホームページ

の積極的な活用を図る。

7. 責任準備金見合資産(約3千億円)の安全かつ効率的な運用・管理
流動性を重視した効率的な資産運用に向けた内部統制の厳格化
資産運用管理にかかる情報開示拡充に向けた諸規程の整備の実施
8. 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正再編強化法」という。)に係る業務への対応
東日本大震災に関する改正再編強化法による特例措置に係る機構の業務に関して、震災特例組合、指定支援法人、関係当局等の間で適切に対応
9. 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(以下「事業者再生支援機構法」という。)に係る業務への対応
東日本大震災に関する事業者再生支援機構法に係る機構の特例業務に関して、事業者再生支援機構、関係当局等の間で適切に対応